

## 物品売買契約書(案)

沖縄県知事 玉城康裕 (以下「甲」という) が次の物品を購入し、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品名：クリップ付ペンシル  
規格：別紙「仕様書」のとおり  
数量：621,600本

(納入期限、納入場所、契約金及び契約保証金)

第1条 納入期限、納入場所、契約金及び契約保証金額は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 契約の日から10日以内
- (2) 納入場所 沖縄県企画部市町村課選挙班 (那覇市泉崎1丁目2番2号7階)
- (3) 契約金額 金 \_\_\_\_\_円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 \_\_\_\_\_円
- (4) 契約保証金 契約金額の100分の10以上又は免除 (沖縄県財務規則第101条第2項第3号)

(物品の納入)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

2 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

(検査)

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙が立ち会いをしないときは、検査の結果につき意義を申し立てることができないものとする。

3 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅延なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

(瑕疵担保責任)

第4条 乙は、納入物品の引渡後1年間は、その隠れた瑕疵について無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

2 乙が、瑕疵の補償又は取替に応じないとき、その他この契約から生じる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損

害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(天災その他不可抗力による損害負担)

第5条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認められたときは、これを承認し、第7条の違約金を免除することができる。

(請求及び支払)

第6条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(遅延利息及び違約金)

第7条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは延滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し年2.6パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(危険負担等)

第8条 この契約の履行について生ずる一切の損害は乙が負担するものとする。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更又は納入を中止させることができる。

3 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もしこれを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(権利義務の譲渡等及び請負の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

(その他定めのない事項等の取扱)

第11条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事実でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

2 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、双方が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2  
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所  
氏名